

3答申第18号
令和4年2月15日

久留米市長 原 口 新 五 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 吉 岡 マ サ ヨ

答 申 書

令和4年1月17日付け3総第1942号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

久留米市個人情報保護条例第10条第1項第2号の規定によるオンライン結合等に関し、類型として諮問を行うもの

類型案1 AI-OCR導入業務において、民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバにPDFデータ化された個人情報（センシティブ情報を除く。）を提供する場合

類型案2 AI-OCR導入業務において、民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバに特定項目に係るPDFデータ化された個人情報を提供する場合

【総務部総務課】

2 審議会の意見

AI-OCR導入業務におけるオンライン結合等について類型化し、包括的に承認することは妥当でなく、不承認とする。

AI-OCR導入業務におけるオンライン結合等の可否については、事務の効率化という観点のみならず、それぞれの業務内容や効果の程度等個別の事情を考慮して審議すべきであり、包括的承認にはなじまない。

3 決定日

令和4年1月25日